

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月22日
【会社名】	株式会社enish
【英訳名】	enish, inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉山 全功
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区広尾一丁目13番1号
【電話番号】	03(5791)2131(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 松本 浩介
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区広尾一丁目13番1号
【電話番号】	03(5791)2131(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 松本 浩介
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 372,000,000円 (注) 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成25年11月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	150,000株	完全議決権株式であり、権利内容に特に限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成25年11月22日(金)開催の取締役会決議によります。

- 2 平成25年11月22日(金)開催の取締役会決議に基づき行われる当社普通株式350,000株の一般募集(以下、「一般募集」という。)及び当社普通株式700,000株の売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、150,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)であります。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成25年12月18日(水)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

- 3 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	150,000株	372,000,000	186,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	150,000株	372,000,000	186,000,000

(注) 1 前記「1 新規発行株式」(注) 2に記載のとおり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して大和証券株式会社を割当先として行われる第三者割当の方法によります。その概要は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	大和証券株式会社
割当株数	150,000株
払込金額の総額	372,000,000円
割当てが行われる条件	前記「1 新規発行株式」(注) 2に記載のとおり

- 2 前記「1 新規発行株式」(注) 2に記載のとおり、発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた金額とします。
- 4 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額の総額は、平成25年11月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	100株	平成25年12月20日(金)	該当事項なし	平成25年12月24日(火)

- (注) 1 発行価格及び資本組入額については、平成25年12月2日(月)から平成25年12月5日(木)までのいずれかの日に一般募集において決定される発行価額及び資本組入額とそれぞれ同一の金額とします。
- 2 全株式を大和証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
 - 3 大和証券株式会社から申込みがなかった株式については、割当を受ける権利は消滅します。
 - 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ1株につき発行価格と同一の金額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社enish 本店	東京都渋谷区広尾一丁目13番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 恵比寿支店	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
372,000,000	4,000,000	368,000,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額 (発行価額の総額) は、平成25年11月15日 (金) 現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限368,000,000円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額855,000,000円と合わせた、手取概算額合計上限1,223,000,000円について、ネイティブアプリケーション (注) に関し、平成26年1月以降平成27年12月末迄に、新規タイトルに係る開発費及び広告宣伝費の一部並びにカスタマーサポートのための外注費に865,000,000円を充当する予定であります。また、平成26年1月以降平成27年12月末迄に、アプリケーションの開発・運営等に係る人員増員のための採用費に208,000,000円、平成26年2月末迄に、人員増員に伴うフロア拡張のための東京都港区への本社移転 (平成25年12月下旬予定) における設備資金の一部に150,000,000円を充当し、残額が生じた場合には、平成26年1月以降平成27年12月末迄に、新規タイトル開発費に充当する予定であります。

なお、調達資金は、安全性の高い金融商品等で運用し、資金需要発生の際に都度使用することと致します。

本社移転に係る設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

(注) ネイティブアプリケーションとは、特定のコンピューターの機種やOS上で直接実行可能なプログラムで構成されたアプリケーションソフトウェアのことをいいます。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 対処すべき課題及び事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第4期事業年度）及び四半期報告書（第5期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年11月22日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は当該「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」に記載した事項を除き本有価証券届出書提出日（平成25年11月22日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関するべき事項もありません。

[対処すべき課題]

当社が属するソーシャルゲーム業界につきましては、急速に市場が拡大しているものの、新規参入企業の増加に伴い競争環境も激化しております。

このような状況の下、当社といたしましては継続的に良質なゲームタイトルを市場に投入し、多様化するユーザーの嗜好に応える組織体制を整える必要があると考えております。また、今後の規模拡大に伴いコーポレート・ガバナンスの強化も重要な課題として認識しております。

以上を踏まえ、当社としましては、以下具体的な課題に取り組んでまいります。

(1) スマートフォンへの対応

国内の携帯電話市場では、フィーチャーフォン（注1）からスマートフォンへの移行が急速に進んでおり、今後当社が展開するゲームタイトルについても、スマートフォンの対応を標準としたゲームタイトルの提供を行っていく必要があります。

当社としましては、既存タイトルのスマートフォン対応、スマートフォンのUI（注2）に適合し、競合優位性のある機能的特徴を生かしたゲームタイトルの積極的な新規投入により、収益の拡大を図っていく所存です。

（注）1．フィーチャーフォンとは、通信機能を主体とし、その他にカメラやワンセグテレビをはじめとする機能を搭載している従来型の携帯電話のことをいいます。

2．UIとは、ユーザーインターフェイスの略記で、利用者がスマートフォンを操作するうえでの環境、扱いやすさ、操作感のことをいいます。

(2) 海外マーケット展開の強化

国内の携帯電話市場がフィーチャーフォンからスマートフォンへ移行している中で、海外のソーシャルゲーム市場が「AppStore（注1）」、「GooglePlay（注2）」を通じて急速に拡大しております。当社としましては、ソーシャルゲーム市場における規模・成長性が大きい海外市場への参入として、まずは韓国・北米を中心に日本市場で一定の会員数を獲得したタイトルを活用してサービス展開に積極的に取り組んでいく方針であります。

（注）1．AppStoreとは、Apple社が運営する、iPhone、iPodtouch、iPad向けアプリケーションのダウンロードサービスのことをいいます。

2．GooglePlayとは、Google社が運営する、主にAndroid端末向けアプリケーションのダウンロードサービスのことをいいます。

(3) 人材の確保

当社は、市場の拡大、新規参入企業の増加、ユーザーの嗜好の多様化に迅速に対応していくため、ユーザーの嗜好性を分析、把握し、サービスの恒常的な改善を行うことができる人材の確保、育成が必要と考えています。しかし、優秀な能力を持つ人材は、他社とも競合し、安定した人材確保が厳しい状況が今後も継続すると思われれます。当社としましては、社内研修の強化、福利厚生充実を図っていくとともに、志望者を惹きつけるようなオリジナリティのあるヒットタイトルを継続的にリリースしていくことで採用強化につなげたいと考えています。また、市場でのプレゼンスを高め、ソーシャルアプリを通じて会社の魅力を訴求していくことも重要であると考えております。

(4) 内部管理体制の強化

当社が、急速な事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を維持していくためには、内部管理体制の強化も重要であると考えております。当社としましては、内部統制の実効性を高めコーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、リスク管理の徹底とともに業務の効率化を図っていく所存です。

(5) システム基盤の強化

当社は収益の基盤となるサービスをインターネット上で展開していることから、システム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのためユーザー数増加に対応するための負荷分散等、設備への先行投資をはじめ継続的にシステム基盤の強化を図っていく方針であります。

(6) ネイティブアプリケーションへの対応

国内の携帯電話市場がフィーチャーフォンから高機能なOSを搭載したスマートフォンへ移行し、ソーシャルゲームの映像描写、表現技術が向上するとともに、国内ソーシャルゲーム市場はWebアプリケーション（注1）を中心とした市場からネイティブアプリケーション（注2）を中心とした市場に移り変わろうとしています。当社としましてはこの市場環境の変化に対応すべく既存タイトルのネイティブアプリケーション化を図ると共に、積極的にネイティブアプリケーションの新規タイトル開発に取り組んでまいります。

（注）1．Webアプリケーションとは、インターネットなどのネットワークを介して使用するアプリケーションソフトウェアのことをいいます。

2．ネイティブアプリケーションとは、特定のコンピューターの機種やOS上で直接実行可能なプログラムで構成されたアプリケーションソフトウェアのことをいいます。

[事業等のリスク]

本有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年11月22日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業内容に関するリスクについて

ソーシャルゲーム市場について

当社の事業領域であるソーシャルゲーム市場においては、ソーシャルゲームへのアクセスに必要な国内における携帯電話の累計契約台数が1億3,530万台となっております。（社団法人電気通信事業者協会調べ、平成25年10月末現在）。

また、国内ソーシャルゲーム市場は依然成長を続けており、平成24年度は前年度比137%の約3,870億円、平成25年度は同110%の4,256億円と成長率は鈍化するものの、今後も拡大する見通しであり（ユーザー課金ベース、広告収入除く。株式会社矢野経済研究所調べ、平成24年12月現在）、当面は世界的に市場拡大が続いていくものと見込んでおります。しかし、予期せぬ法的規制や通信事業者の動向により、市場全体の成長が大きく鈍化した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

プラットフォーム運営事業者の動向

当社のソーシャルアプリ事業は、大手プラットフォーム事業者を中心とした複数のSNSプラットフォームや「AppStore」「GooglePlay」上において、それぞれ各社のサービス規約に従いサービスを提供しており、当該プラットフォーム事業者に対して、回収代行手数料、システム利用料等の支払いを行っております。システム利用料等の料率の変更や事業戦略の転換並びに今後のプラットフォーム事業者の動向によっては、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

技術革新について

当社の事業領域であるソーシャルゲーム市場は、インターネット環境やネットワーク技術等に密接に関連しており顧客ニーズの変化や新しいサービスの導入などにあわせて、通信技術やデバイス等の技術革新の速度が極めて速いという特徴があります。当社はそうした技術革新に対応できる体制づくりに努めており、当面の課題としてスマートフォン対応を進め、スマートフォンにおける収益の拡大を図っていく所存であります。今後において技術革新のスピードに適時に対応出来ない場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

ソーシャルゲームに関する法的規制等について

消費者庁は平成24年5月18日、「カード合わせ」に関する不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）上の考え方の公表及び景品表示法の運用基準の改正に関する考え方を公表し、平成24年7月1日から「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準を施行いたしました。当社のソーシャルアプリ事業については、アプリ内の一部のサービスにおいて、「カード合わせ」に該当するイベント等を実施してはりましたが、ユーザーに安全・安心してゲームをご利用いただけるように配慮し、自主的に当該機能を平成24年5月末までに全面的に中止しました。また、一部の悪質なユーザーがRMT（リアル・マネー・トレード）（注）によってアイテム等の譲渡を行うことでゲームの安全性・健全性が害されるという問題も発生しております。こういった状況に対応し、一般社団法人ソーシャルゲーム協会より、ユーザーが安心・安全にアプリを利用できる環境を整備するため、各種ガイドライン（自主規制）が提示され、当社も消費者庁の施行した法的規制及び業界内の各種ガイドラインを順守し、迅速に対応する方針としております。しかしながら、現行の法令及び各種ガイドラインの変更が行われた場合、または変更に対応するための費用発生により、当社の事業及び業績に重要な影響を与える可能性があります。

（注） RMT（リアル・マネー・トレード）とは、オンラインゲーム上のキャラクター、アイテム、ゲーム内仮想通貨等を現実の通貨で売買する行為を言います。

ソーシャルアプリ事業のビジネスモデルについて

当社のソーシャルアプリにおいては、アプリ内でのアイテム課金による収益が主たる収入となっており、ユーザーに継続してアイテム課金を利用してもらえるよう、ユーザーの嗜好にあった課金アイテムの提供を行っています。しかし、ユーザーの課金アイテムの利用が継続して促進されない状況になった場合、想定していた課金アイテムの販売による収益が得られない可能性があります。この結果、当社の事業及び業績に重要な影響を与える可能性があります。

特定アプリケーションへの依存について

当社では、第4期事業年度（平成24年12月期）及び第5期第3四半期累計期間における総売上高に占めるアプリケーションの売上高の割合は、「ぼくのレストラン」が48.9%及び32.9%、「ガルシヨ」が23.8%及び21.6%と2タイトルが全体の売上高の大きな部分を占めております。新規タイトルのリリースの増加に伴い、当該タイトルへの収益依存度は徐々に下がってきてはいるものの、当該タイトルはリリースしてから3年を経過しており、当社事業の収益基盤を支えるタイトルであるため、当該タイトルの今後の収益が想定していた計画値より大きくかい離した場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

制作・開発コストの増加について

当社では、新規のタイトル及び既存タイトルを含め、大量のアイテム、キャラクター（イラスト）制作が発生します。限られた期間内に一定の質・量を維持するために、社内での制作に加え、制作を社外に委託しております。また、定常化した特定の制作委託先に依存することの無いよう、複数の制作委託先への分散化に努めています。しかし、ソーシャルアプリ業界においては、急激な市場の拡大、新規参入企業の増加に伴い、制作委託先の確保が困難になる場合や、委託費用が上昇することが想定されます。この結果、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

取引依存度の高い主要な取引先について

当社は、プラットフォーム事業者であるグリー株式会社（以下「同社」という）を通じてサービスの提供を行っており、当社の最近2事業年度及び第5期第3四半期累計期間における総売上高に占める同社に対する売上高の割合は下記の通り高い水準にあります。将来において何らかの要因により、同社の事業戦略等に変化が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

相手先	第3期事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)		第4期事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)		第5期第3四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
グリー株式会社	2,033,253	78.5	2,887,732	65.2	2,405,972	49.6

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件については、市場価格等を勘案した一般的取引条件にて、独立第三者間取引と同様に決定しております。

競合の動向について

当社のソーシャルアプリ事業については、現時点で競合他社が多数存在しているほか、携帯端末をベースとするソーシャルゲームにつきましては、初期開発コストが比較的低廉に抑えられるため、技術的にもコストの面においても参入障壁が低く、新規参入事業者も非常に多く見受けられます。また、ユーザーがソーシャルゲームを利用する環境は、スマートフォン等の高機能情報端末に急速に移行しつつあり、高機能な端末を利用することで、よりユーザーを惹きつける本格的なゲームの機能や表現が実現できるため、現在の競合に加え、パソコンや専用端末におけるゲームメーカーとの競合も予想されます。

当社としましては、これまで培ってきたソーシャルアプリ運営のノウハウを生かして、ユーザーのニーズに合致した独自性の強いタイトルの投入を継続していく所存ではありますが、競争環境の更なる激化等、競合の状況によっては、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

海外展開について

当社のソーシャルアプリの提供にあたっては、利用できる端末となるスマートフォンの世界的な普及、及び提供プラットフォーム事業者の増加、拡大にあわせて国際展開を進めております。しかし、海外市場が想定したように成長しない場合、当社のソーシャルアプリが海外のユーザーに受け入れられなかった場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

システム障害について

当社の事業は、サービスの基盤をインターネット通信網に依存しており、自然災害や事故などにより通信ネットワークが遮断された場合には、サービスを提供することが不可能な場合があります。また、アクセスの一時的な増加による負荷増大によって、当社のサーバーが停止し、サービス提供に支障が出る場合があります。

更には、外部からの不正な手段によるコンピューター内への侵入等の犯罪や当社担当者の過誤等によって、当社のシステムに重大な影響が出る場合があります。当社としましては、定期的なシステムのバックアップを実施するとともに、外部のデータセンターを利用することでセキュリティ強化や安定的なシステム運用が出来るような体制の構築に努めておりますが、前述のような状況が発生した場合には、当社への損害賠償等により直接的な損害が生じる可能性のほか、当社及び当社システムへの信頼の低下により、間接的に当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

自然災害等について

当社の事業拠点は東京にあり、当社の事業活動に必要なサーバーについては、自然災害、事故等が発生した場合に備え、外部のデータセンターの利用や定期的バックアップ、稼働状況の監視等によりシステムトラブルの事前防止又は回避に努めております。万一、当社本社の所在地である東京都において大地震や台風等の自然災害や事故等により、設備の損壊や電力供給の制限等の事象が発生した場合、当社が提供するソーシャルアプリ事業の継続に支障をきたす場合があります。また、損害を被った設備等の修復や被害を受けた従業員に対する補償等の費用が発生し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

ネイティブアプリケーションへの対応

国内の携帯電話市場においてスマートフォンの普及が急速に進んでいる中でネイティブアプリケーションの開発・運営を行うためには、より高い技術力を有した開発・運営体制を整える必要があります。また、コンテンツのリッチ化(注)に伴う開発費の高騰、開発期間の長期化が想定されております。更にネイティブアプリケーションのリリースを予定している「AppStore」「GooglePlay」においては、登録会員獲得のための広告宣伝を当社が直接投じることが出来ないため、当社独自で広告媒体の選定や広告手法の検討を行う必要があります。これらの開発・運営が予定通りに進まない場合や広告宣伝の効果が想定通りに得られない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) コンテンツのリッチ化とは、静的なテキストや静止画像だけでなく、動的なアニメーション、CG音声を利用した表現豊かなコンテンツのことをいいます。

個人情報の管理

当社は、当社が運営するソーシャルアプリの利用者の個人情報を取得する場合があります。当社では、セキュリティポリシーを定めると共に、社内教育を通じて関連ルールを周知徹底し、「個人情報の保護に関する法律」の遵守に努めております。また技術的対応として、専用サーバーに保管しアクセス制限を設けるなど、システムの強化等に努め個人情報の厳格な管理を行っております。しかしながら、このような対策にも関わらず個人情報の漏えい等の事態が発生した場合には、当社に対する信用の失墜、損害賠償の請求等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

サイトの健全性、安全性の維持

当社がネイティブアプリケーションのタイトル展開を行う「AppStore」「GooglePlay」においては、不特定多数の個人会員が各会員間においてコミュニケーションが取れる掲示板を当社が設置し、監視・管理を行う必要があります。当社としましては、健全なコミュニティを育成するべく、ユーザーに対して利用規約で不適切な利用の禁止を明示しております。また、常時適切なモニタリングを行い、規約違反に対しては厳重に対処していく所存であります。しかしながら、会員によるアプリケーション内の行為を完全に把握することは困難であることから、会員の不適切な利用に起因するトラブル等が生じた場合には、利用規約の内容にかかわらず当社が法的責任を問われる可能性があるほか、当社及び当社アプリケーションへの信頼の低下により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 事業運営・組織体制に関するリスク

特定人物への依存

当社創業者であり、現在ソーシャルアプリ事業を統括する、安徳孝平、公文善之の両名は当社の事業推進に極めて重要な役割を果たしております。当社としましては、両氏に過度に依存しない事業体制の構築を目指し、人材の育成及び強化に注力しておりますが、何らかの理由により両氏が業務執行できない事態となった場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

社歴が浅いことについて

当社は平成21年2月に設立された社歴の浅い会社であります。現在まで、収益及び利益について成長を継続しておりますが、ソーシャルゲーム業界を取り巻く環境はスピードが速く流動的であるため、当社における経営計画の策定には不確定事象が含まれざるを得ない状況にあります。また、そのような中で過年度の財政状態及び経営成績からでは今後の業績を予測するには不十分な面があります。

人材の採用と育成について

当社が、今後更なる業容拡大に対応するためには、継続して優秀な人材の確保・育成が重要な課題となります。現在も採用による人材の獲得に加え、入社後の社内における研修、各種勉強会の開催、福利厚生の実施など、社員の育成及び人材の流出に対応した各種施策を推進しております。しかし、新規の採用や社内における人材の育成が計画通りに進まず、適正な人員配置が困難になった場合は、増強を要する部門に業務委託契約による委託先や派遣社員を投入することが必要な場合も想定されます。これにより、一時的な業務委託費等の発生、必要な能力を有した人材の適所への配置の困難、社内に知見等のノウハウが蓄積されないことなどが当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

知的財産権の管理

当社は、自社で提供しているサービスに関して、第三者が保有する知的財産権を利用する場合には、当該第三者の使用許諾を得ており、今後も第三者が保有する知的財産権を利用する場合は、同様に使用許諾を得る方針であります。

す。また、当社役職員・従業員による知的財産権の持ち出しがリスクとして考えられますが、社内の管理体制を強化し、社員教育の強化を図っております。現時点で、第三者より知的財産権に関する侵害訴訟を提起または通知されている事実はなく、一切他者の知的財産権を侵害していないという認識ではありますが、万一、当社の認識外で、第三者の知的財産を侵害した場合には、損害賠償請求や使用差止請求を受け、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は取締役及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとしてストック・オプションを付与しているほか、今後も優秀な人材確保のためストック・オプションを発行する可能性があります。現在付与されている、または今後付与するストック・オプションの行使が行われた場合、発行済株式数が増加し、1株当たりの株式価値を希薄化させる可能性があります。平成25年10月末現在、これらのストック・オプションによる潜在株式数は1,433,400株であり、発行済株式総数5,329,760株の26.9%に相当しております。

配当政策について

当社は、株主に対する利益還元について経営の最重要課題の一つとして位置づけており、剰余金の配当については配当性向を重視しつつ、より高い水準に引き上げることを目指しております。

当社は、今後も事業展開に備えた内部留保の充実に努め、成長を継続させることで企業価値を高めてまいります。あわせて、当社株式を保有する株主の皆様に対する利益還元として、当期純利益の20%を配当性向の目途とした業績に応じた株主配当を継続的に実施させていただく予定といたしました。しかしながら、配当政策が業績に連動しているため、業績が悪化した場合、これにともなって配当が減少する可能性があります。

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第4期事業年度)の「第一部 企業情報 第3 設備の状況

3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設」に記載された設備計画の内容は、本有価証券届出書提出日(平成25年11月22日)現在(ただし、投資予定額の既支払額については平成25年10月31日現在)、以下の通りとなっております。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都港区)	ソーシャルア プリ事業	事務所用設備	200,000		自己資金及び 増資資金	平成25年11月	平成26年2月	

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難なため、記載を省略しております。

3 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第4期事業年度）「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況

1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、本有価証券届出書提出日（平成25年11月22日）までの間において、次の通り増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成25年4月1日～平成25年9月30日（注1）	27,480	2,664,880	2,731	185,120	2,731	184,120
平成25年10月1日（注2）	2,664,880	5,329,760		185,120		184,120

（注）1．新株予約権（第3回、第4回）の行使による増加であります。

2．株式分割（1：2）によるものであります。

4 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第4期事業年度）の提出日（平成25年3月29日）以後、本有価証券届出書提出日（平成25年11月22日）までの間において、平成25年3月29日及び平成25年5月9日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その内容は以下の通りであります。

（平成25年3月29日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成25年3月28日開催の当社第4回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものです。

2 報告内容

イ．当該株主総会が開催された年月日

平成25年3月28日

ロ．当該決議事項の内容

議案 剰余金処分の件

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金28円 総額 73,847,200円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年3月29日

ハ．当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数	反対数	棄権数	賛成率	決議結果
議案	16,900	30	0	99.49%	可決

（注） 当該議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

ニ．ハの議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までに事前行使された議決権の数及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない株主の議決権数は加算しておりません。

(平成25年5月9日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなる者 グリー株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 3,700個

異動後 2,000個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 14.03%

異動後 7.58%

(注) 総株主等の議決権に対する割合は、平成25年3月31日現在の発行済株式総数2,637,400株から、議決権を有しない株式数300株を控除した、総株主の議決権の数26,371個を基準として計算しております。

(3) 当該異動の年月日

平成25年5月14日(受渡予定日)

(4) その他の事項

発行済株式総数及び資本金の額(平成25年3月31日現在)

発行済株式総数 2,637,400株

資本金の額 182,389千円

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第4期)	自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日	平成25年3月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第5期第3四半期)	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月1日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織 (E D I N E T) を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月1日

株式会社 enish
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢治 博之指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長南 申明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 enishの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第5期事業年度の第3四半期会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 enishの平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年3月28日

株式会社 enish
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 古谷 伸太郎
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 長南 伸明
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社enish(旧社名:株式会社Synphonie)の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社enish(旧社名:株式会社Synphonie)の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社enish(旧社名：株式会社Synphonie)の平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社enish(旧社名：株式会社Synphonie)が平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。